

別表 福祉のまちづくり整備基準

整備項目	整備基準
1 敷地内の通路	<p>道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)有効幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は1.2メートル以上とすることができる。</p> <p>(2)段差を設けないこと。ただし、8の項に定める構造の傾斜路を併設している場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(3)表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
2 駐車場	<p>(1)駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として次に定める構造とすること。</p> <p>ア幅は、3.5メートル以上とすること</p> <p>イ当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ当該駐車施設の位置を表示するとともに、経路について誘導表示を行うこと。</p> <p>(2)障害者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イその他の事項については、1の項(2)及び(3)に規定する整備基準を準用する。</p>
3 出入口 (主要な出入口)	<p>屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2)戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3)床面には、障害者、高齢者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
4 出入口 (その他の出入口)	<p>屋外へ通ずる出入口(主要な出入口を除く)及び駐車場へ通ずる出入口ならびに不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2)戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3)床面には、障害者、高齢者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
5 廊下(屋内通路)	<p>3の項又は4の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数のものが利用する室に至る経路のうち、それぞれの1以上の経路における廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)有効幅は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、1.2メートル以上とすることができる。この場合、要所に車いすが転回できる構造の部分の部分を設けること。</p> <p>(2)床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める構造の傾斜路を併設している場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(3)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2)手すりを設けること。</p> <p>(3)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4)踏面は、視覚障害者が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>

7 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口を有する階以上の階を不特定かつ多数の者が利用する場合は、その階に通ずるエレベーターを設け、次に定める構造とすること。ただし、当該階において提供できるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入できる措置を講じる場合はこの限りではない。</p> <p>(1) かごは、障害者、高齢者等が支障なく利用できる構造とし、かご及び昇降路の出入口の有効幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 乗降口ビーは、車いすが転回できる構造とすること。</p>
8 傾斜路	<p>傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、屋内にあっては、1.2メートル以上、屋外にあっては1.35メートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2メートル以上)とすること。</p> <p>ただし、段を併設する場合は90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) こう配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(3) 高さ75センチメートル以上を超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>(6) 傾斜路の面は、視覚障害者等が識別しやすいものとすること。</p>
9 表示・誘導	<p>案内表示、視覚障害者誘導用床材、音声誘導装置等により、障害者、高齢者等の利用に配慮した標示、誘導又は注意喚起を行うこと。</p>